

平成30年第8回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年12月6日（木曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第56号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 請願第 1号 天売複合化施設基本設計予算の速やかな実行と事業の進行を求める請願について（文教厚生常任委員会審査報告）

○出席議員（10名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	7番 平山美知子君
8番 磯野直君	9番 逢坂照雄君
10番 寺沢孝毅君	11番 熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	江良貢君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	鈴木典生君
会 計 管 理 者	熊木良美君
総 務 課 長 兼電算共同化 推 進 室 長	飯作昌巳君
総務課総務係長	山田太志君
地域振興課長	酒井峰高君
財 務 課 長	大平良治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君

社会教育課長
兼公民館長・
体育振興係長
社会教育課社会教育係長

渡 辺 博 樹 君

高 橋 司 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
総務係長
書 記

井 上 顕 君

杉 野 浩 君

土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） ただいまから平成30年第8回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（熊谷俊幸君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 12月となりましたが今シーズンは初雪の便りがおくれ、先日の雨から一転日ごとに寒さが戻り、いよいよ冬支度の季節となりました。

議員の皆様におかれましては、平成30年第8回羽幌町議会臨時会を招集いたしましたところ、師走のご多忙な時期にもかかわらずご出席をいただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。

また、11月11日に執行されました町長選挙におきまして、有権者の皆様のご支持、ご支援により、引き続き町政運営の重責を担うこととなりました。二期目にあたる基本的な施策につきましては、次の定例会において述べさせていただきますが、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、平成30年度補正予算案1件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 阿 部 和 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第56号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、議案第56号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成30年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,117万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、町有施設等において照明器具に係る安定器のPCB含有調査を実施した結果、2施設から高濃度PCBが含まれている安定器9基が発見され撤去を実施したことから、その処理費用を増額補正し、これまで中央公民館において保管していたPCB含有安定器及び汚染物と合わせて処理するものであります。PCB廃棄物の処理が可能な施設につきましては、道内には室蘭市内の施設1カ所のみとなっており、今般、当該施設から本年度中に処理を完了させるためには、安定器等廃棄物の早期搬入が必要との連絡がありましたことから、本臨時会において提案いたしましたものであります。なお、財源につきましては、地方交付税を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第56号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第5、請願第1号 天売複合化施設基本設計予算の速やかな実行と事業の進行を求める請願についてを議題とします。

本案については、さきの議会において文教厚生常任委員会に付託した事件であります。

その審査結果について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長(磯野直君)

羽幌町議会議長、熊谷俊幸様。

文教厚生常任委員会委員長、磯野直。

委員会審査報告、本委員会に付託された上記事件を審査した結果、次の通り決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、受付番号、請願第1号

2、付託年月日、平成30年10月23日(第7回臨時会)

3、件名、天売複合化施設基本設計予算の速やかな実行と事業の進行を求める請願について

4、委員会開催回数、1回(平成30年11月16日)

5、審査の結果、本請願の紹介議員である平山美知子議員にも、委員会への出席を求め、また、平成30年10月4日開催の本委員会における調査結果を踏まえつつ慎重に審査を行った。審査では、各委員が本請願の取り扱い並びに意見を述べ、全会一致で本請願については採択すべきものと決定した。

6、委員会の意見、焼尻小中学校の未耐震を理由に、羽幌町が行う公立学校等施設整備に対する国の交付金の対象から除外される場合もあるとされている件については、現段階においてはあくまで可能性であり、文部科学省から明確にペナルティーを科すとい

うものがあるわけでもなく単なる憶測に過ぎない。

焼尻小中学校の耐震化については現段階において具体的な整備計画も無く、耐震化の着手までには相当の時間も要することが想定されることから、焼尻小中学校の耐震化を計画しつつ天売複合化施設は粛々と整備を進めることにより、羽幌町内の全公立学校施設の耐震化を早期に図るとともに、天売島住民の長年の要望を叶えられたい。

今回、天売複合化施設の基本設計業務委託を先送りするとしたことについて申し添えると、町の提案に対して議会が了解し、事業費の予算化について議会で議決した事を踏まえると、議会に対し事前に十分な説明と理解を求めた上で決定されるべきである。また、本件についての町側の意思決定の進め方は、通常の意味決定機関を経ずに決定したとの事でありその手法に大きな疑問を感じる。以上の事を踏まえると、今回の町の決定した事項はあまりにも拙速であるとともに、中止決定後、現在まで新たな情報も提供されていないこともあるので、町側にはあらためて詳細な説明を求めたい。

7、措置、地方自治法第125条の規定により、羽幌町長に請願を送付し、その処理の経過及び結果を、平成31年1月31日までに報告を求める。

以上です。

○議長（熊谷俊幸君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、平成30年第8回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時16分）